

単 価 契 約 仕 様 書

京都市建設局 左京土木みどり事務所
(担当 高橋、坂元 電話 791-9134)

件 名	(単価契約) レギュラーガソリン、軽油及び灯油の購入について
契 約 期 間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで
予 定 数 量	レギュラーガソリン 1,700L (3か月) 軽油 1,000L (3か月) 灯油 約90リットル (約30リットル/月×3か月)
支 払 方 法	1 各月の月末締めで、当該月の納入量の合計に単価を掛けた額を支払うものとする。受託者は見積書、納品書、請求書を作成し、左京土木みどり事務所へ提出すること。 2 請求書の様式については、記載事項が揃っていれば、受託者の様式でも可とするが、記載漏れ等を防ぐため、本市の請求書標準様式を使用すること。 3 請求書受領後30日以内に支払うこととする。
契約条件等	1 左京土木みどり事務所（京都市左京区高野竹屋町4番地）から概ね直線距離半径2キロメートル圏内に給油スタンドを有するものとする。 2 給油スタンドにおけるガソリン、軽油及び灯油の給油のみを対象とし、洗車等その他の業務は含まない。 3 ガソリン及び軽油の給油対象車両は別紙のとおり。 4 灯油については、当事務所職員が受託者の給油スタンドにポリタンクを持参し、給油を受けるものとする。 5 受託者は必要があれば対象車両分の給油カードを発行することとし、車両変更や新車納車の際は柔軟に対応すること。 6 請求書やガソリンカード及び給油カードの作成、送付等、必要な事務手続きに係る費用は、契約決定業者が負担するものとする。 7 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても本市は何ら補償しない。 8 本仕様書に定めのない細部事項、または疑義が生じた場合はその都度、本市と協議を行うこと。 9 見積単価は、契約期間内の単価契約とし、見積書には1Lあたりの金額（税抜き・税込み）を記載すること